

琴平自動車株式会社

私たちは返品を笑顔でお受けします。

《経営理念》

カーメンテナンスサポート業を通して安心と信頼の輪を拡げる

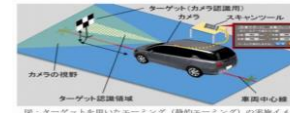
NO. 200 令和 2 年 3 月号

<http://kotohira-motors.com>



特集!

特定整備について



特定整備に対する法改正が昨年の5月に行われました。この特定整備制度ですが実は自動車整備業を行っている人にとっては、大きな変化となっています。保安適合証の交付に関するものや、自動車整備士の資格にも影響が及ぶ可能性があります。しかし、法改正は行われましたが、具体的な内容はまだ話し合っているということもあり、中々特定整備に関する情報が理解し難いところがあります。そこで、特定整備についてまとめてみました。

《特定整備とは》

特定整備とは従来あった分解整備の枠組みを広げたものになります。分解整備では原動機や動力伝達装置など7項目を分解整備に分類していました。それら分解整備とは別に電子制御整備を追加し、分解整備と電子制御整備をあわせて特定整備と呼びます。

電子制御装置の種類

- ・自動運行装置 (単眼・複眼カメラ)
 - ・衝突被害軽減制御装置 (ミリ波レーダー)
 - ・自動命令形操舵装置 (赤外線レーダー)
- を整備、改造または調整する作業を特定整備作業となります。

特定整備	
分解整備	電子制御装置
・原動機	・自動運行装置
・動力伝達装置	・衝突被害軽減装置
・走行装置	・自動命令操舵装置
・操舵装置	
・制御装置	
・緩衝装置	
・連結装置	



《特定整備を作った背景》

自動車のエンジンやブレーキなど重要な装置を取り外して行う整備又は改造については「分解整備」と言い、国からの認証がなければこれらの作業が行えないことになっています。分解整備の定義というものはないのですが、国土交通省が取りまとめを行っているWGでは分解整備を以下の2つに該当するかで判断しています。

- 1、自動車の安全・環境性能に大きな影響を及ぼす作業
- 2、自動車の構造・装置に関する高度な知識・技術と整備のための設備・機器が必要である自動ブレーキなどの電子制御装置の整備作業はこの2項目に該当しますが、カメラやレーダーの調整には必ずしも取り外し作業がない(エーミング作業)ため分解整備に該当していないというのが法改正を行う前でした。

どういうことかと言うと、分解整備というのは〈取り外し〉や〈改造〉を行う整備作業の為、エーミングの〈調整〉は分解整備ではないだろう、という事です。一見屁理屈のように聞こえますが、法律の運用とはこのようなものです。そこで新たに分解整備の枠を広げ分解整備の範囲を〈取り外しを伴わなくても装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等〉に変更し、「自動運行装置」の項目を追加したのが今回の法改正になります。それが今回新しく創設された特定整備ということなのです。

《整備工場への影響》

特定整備に関して、専門的な知識・技術を持たない人が作業した場合に、作業後の保安基準の適合性が担保できなくなる恐れがあります。そこで、整備工場は特定整備作業を行うために新たな国からの認証資格を得る必要があります。また、現在「認証工場」「指定工場」である整備工場に関しては、新たに追加された電子制御装置の要件を満たすことで、特定整備工場の認証を得ることができます。

電子制御装置整備の認証資格

電子制御装置の作業は、従来の認証・指定工場とは異なる機器の使用や知識・技術が必要となります。そこで、特定整備の認証資格を得るために「工場」「機器」「メカニック」で新たな基準を設けています。

〔工場〕 認証資格を得るためにはエーミングに必要な作業場の確保が必要となります。

〔機器〕 認証資格を得るための機器と特定整備を行うための機器には大きな違いがあります。

認証工場の資格を得るためにはエンジンリフトやコンプレッションゲージなど、車のエンジンやブレーキ修理に必要な工具を揃える必要があります。

電子制御装置では少なくとも以下の機器を揃える必要があります。

- ・OBDスキャンツール
- ・水平器
- ・エーミング用器具

少なくとも、1車種の作業が出来る機器の導入が必要となります。

ただし、エーミングに必要なターゲットや専用器具はかならずしも必要とはなりません、機器の入手方法の記載が求められるようです。

〔メカニック〕 電子制御装置の認証を取得するためには働くメカニックにも基準があります。

まず工場に必要な人数は「2人以上」となっています。

うち1人を整備主任者として専任しますが、その主任者の条件は

- ・1級自動車整備士
 - もしくは、1級(2輪整備士)、2級自動車整備士、電気装置整備士、車体整備士が
- 国土交通省が国土交通省主催の講習を受講したメカニックとなっています。

ですので、最低1人は上の条件に当てはまるメカニックがいる必要があり、もうひとりとはメカニックである必要は無いようです。

《まとめ》

昨年の法改正は、特定整備を行うということが決定しただけで、実際の運用はこれからとなります。また、特定整備制度が運用しても4年間の猶予期間が有るため、現在の整備工場が今すぐに対応が必要かという、そうではありません。しかし、OBD IIの車検時の検査が始まるのに伴って、この電子制御装置の整備を含めた特定整備を行わなくてはならない時代がすぐそこまでやってきました。この電子制御装置を含む特定整備は、車検とは別に議論されています。しかし、電子制御装置は重要な保安部品の整備項目であることから、今後車検時の検査項目の一つとなってきます。それが「自動運行装置」の項目として車検の検査項目の中に入れるということを議論している最中となっています。という事は、認証工場もそうですが、指定整備工場にも大きな影響が起ることが予想されます。現在、指定工場であっても、特定整備を行える設備を整えなければ、今後車検を行うことができなくなるかもしれません。



琴平自動車株式会社

